

「ぐんまシルク」認定要綱

(目的)

第1条 本要綱は、群馬県ブランド奨励蚕品種の群馬県産繭のみを原料とした生糸・絹製品の生産・販売及びブランド化を促進し、本県蚕糸業の振興に寄与することを目的に、「ぐんまシルク」認定制度を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「群馬県ブランド奨励蚕品種」とは、群馬県蚕糸技術センターで育成したオリジナル蚕品種等で第5条第1項の規定に基づき認定された蚕品種をいう。

2 この要綱において「ぐんまシルク」とは、群馬県ブランド奨励蚕品種の群馬県産繭を原料とし、生糸及び絹製品の製造面においてブランド化に考慮して創意工夫された製造技術により作られた高品位の生糸及び絹製品で、一般消費者等に差別化されて販売できるものをいう。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 食品
- (2) 医薬品、化粧品及びそれに類するもの
- (3) その他、ふさわしくないもの

3 この要綱において「認定品」とは、第5条第1項の規定に基づき認定された生糸及び絹製品をいう。

4 生糸及び絹製品においては、県内で製造又は加工の最終段階が行われたものとし、その製品を同一組織内で製造及び販売する業者等（以下「製造販売業者」という。）においては、県内に所在地を有する業者とする。

5 この要綱において「認証シール」とは、認定品であることを証するために、認定品に貼付けする様式3号に定めるシールをいう。

(申請)

第3条 群馬県ブランド奨励蚕品種の認定に係わる事項を除き、認定を受けようとする製造販売業者等（以下「申請者」という。）は、様式1号に定める認定申請書（以下「申請書」という。）及びこれに掲げる関係書類を添付のうえ、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(審査)

第4条 認定の審査は、「ぐんまシルク」認定委員会（以下「委員会」という。）を設置して、次の事項について「ぐんまシルク」認定審査規定に基づき審査を行うものとする。

ただし、早期に審査する必要がある場合は、委員会による審査を経ずに委員長が「ぐんまシルク」認定審査規定に基づいて審査することができる。

- (1) 群馬県ブランド奨励蚕品種の認定に関すること。
- (2) 「ぐんまシルク」の認定に関すること。
- (3) 「ぐんまシルク」の製造販売業者の認定に関すること。

(認定)

第5条 知事は、前条の審査の結果に基づき認定する。

2 知事は、群馬県ブランド奨励蚕品種の認定を除き、前項の規定に基づき認定したときは、様式2号に定める認定証を交付する。

(公表)

第6条 知事は、群馬県ブランド奨励蚕品種を認定又は取り消したとき、これを公表する。

(販売量)

第7条 「ぐんまシルク」の製造販売業者の扱う販売量は、認定された生糸及び絹製品の数量とする。

2 認定品履歴表示については、別記4の定めるとおりとする。

(認定期間等)

第8条 「ぐんまシルク」の認定期間等については、別記1に定めるとおりとする。

(認証シールの取扱い)

第9条 「ぐんまシルク」の認証シールの取扱いについては、別記2に定めるとおりとする。

(認定の取り消し)

第10条 認定の取り消しについては、別記3の定めに従うときは認定を取り消すことができる。

2 知事は、次の事情が生じたときは、催告なしにこの認定を取り消すことができる。

- ・申請者が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であることが判明したとき。

(不当要求行為への対応)

第11条 申請者は、この認定に関して暴力団員から不当な要求行為を受けた場合は知事に報告し、及び警察に通報しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年3月2日から施行する。

一部改正 平成15年 2月18日

一部改正 平成16年 2月18日

一部改正 平成17年 2月 4日

一部改正 平成21年 2月13日

一部改正 平成24年 4月 9日

一部改正 令和2年 4月 1日

一部改正 令和4年 4月 1日

一部改正 令和6年 4月 1日

(一部改正に伴う経過措置)

改正前に配布した認証シールは、改正後の規程にかかわらず当面の間、使用することができるものとする。

別記 1

「ぐんまシルク」の認定期間等

- 1 認定品の認定期間は、認定要綱第 5 条に基づき認定された日から起算し、原則として生糸及び絹製品に関しては 1 年間、製造販売業者の認定は 3 年間とする。
- 2 認定要綱第 10 条の規定により認定を取り消された場合には、取り消された日からその効力は消滅する。
- 3 認定品の販売に伴う商行為上の責任を負わないものとする。
- 4 知事は、認定品の信頼性を確保するため必要な指示を行い、又は報告を求めることができる。
- 5 認定品の販売促進のため認定証等を使用する場合は、様式 4 号に定める認定証等使用申請書及びこれに掲げる関係書類を添付のうえ、事前に知事に申請し承認を得ること。知事は承認後最初に開催される「ぐんまシルク」認定委員会に承認事項を報告すること。

別記 2

「ぐんまシルク」の認証シールの取扱い

- 1 生糸製造販売業者は、認定を受けた生糸の商標等に認証シールを貼付し、絹製品製造販売業者は、認定を受けた絹製品等に認証シールを貼付する。
- 2 認証シールは、何人も県の承認を受けずに、作成及び印刷をしてはならない。
- 3 認証シールの交付は、知事が行う。
- 4 認証シールの交付については、次のとおりとする。
 - 生糸 ……生糸 5 k g 当たり 1 枚
 - チーズ巻きについてはボビン 1 巻きについて 1 枚
 - 絹製品……絹製品 1 製品当たり 1 枚
- 5 交付された認証シールは使用簿をもって管理し、認定期間の満了時に使用残が発生した場合には速やかに返納すること。

別記 3

認定の取り消し

1 群馬県ブランド奨励蚕品種

知事は、奨励蚕品種が、次の各号に該当するときは委員会に諮りその認定を取り消すことができる。

- (1) 奨励蚕品種の特性、形質等が変化し、群馬県ブランド奨励蚕品種認定審査規定の群馬県ブランド奨励蚕品種の審査基準を満たさなくなった場合
- (2) 普及推進上に重要とされる特性又は当該生産された繭の利用上重要とされる特性、形質等に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- (3) 当該蚕品種に係る普及率が著しく低く、今後とも増加の見込みがない場合
- (4) 新たな奨励蚕品種によって代替えが可能である場合
- (5) 当該蚕品種の増殖・供給が困難となった場合

2 「ぐんまシルク」

知事は、認定品が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委員会に諮りその認定を取り消すことができる。

- (1) 認定品の仕様等を変更したことにより、同一性が認められなくなった場合
- (2) 認定品としての信用を著しく害する行為があった場合

3 「ぐんまシルク」製造販売業者

知事は、「ぐんまシルク」の製造販売業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委員会に諮りその認定を取り消すことができる。

- (1) 「ぐんまシルク」の製造販売業者の認定審査基準を満たさなくなった場合。
- (2) 認定要綱第7条の規定に違反して生糸及び絹製品を販売したとき。
- (3) 取扱者としての信用を著しく害する行為があったとき。

別記4

認定品履歴表示について

認定された絹製品の販売にあたっては、蚕品種名、繭の生産地、生糸製造工場、絹製品生産工場等の履歴表示をするよう努めるものとする。

なお、業者は、認証シールの貼付方法及び履歴表示の内容を様式5号により知事に報告すること。